

最終月

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内 （令和4年9月30日まで）

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

■ 給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

■ 給付金の支給時期

役場が確認書（または申請書）を受理した日から
10～20日後が目安です。

■ 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

基準日（令和3年度分は令和3年12月10日、令和4年度分は令和4年6月1日）時点で大治町に住民登録のある世帯は、確認書を送付していますので、中身を確認して、

返信してください。

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは「**①**」へ

申請が必要です

申請時点で大治町に住民登録のある世帯は役場窓口で申請してください。
（町ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ郵送申請することも可能です。）

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（**令和4年1月**以降の任意の1か月収入×12倍）が大治町住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

詳しくは「**②**」へ

《注意事項》

受給は1世帯あたり1回限りで、重複の受給はできません。

（令和3年度非課税世帯、令和4年度非課税世帯、家計急変世帯のいずれか1回の支給です。）

■ 給付金の支給手続き

①-1 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

対象者に「確認書」を令和4年2月4日に発送しています。

確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、速やかに返信してください。

※世帯の中に令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合など、一部申請が必要な場合があります。対象と思われるのに、届いていない場合は一度お問合せください。

①-2 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

対象者に「確認書」を令和4年6月30日に発送しています。

確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、速やかに返信してください。

※令和3年住民税(均等割)が非課税の世帯同様に課税状況が確認できない場合は、申請が必要です。対象と思われるのに、届いていない場合は一度お問合せください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、ご提出ください。(申請時に大治町に住民票があることが必要です。)

※詳細については、町ホームページをご覧ください。給付金担当にお問合せください。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に
ご注意ください!



自宅や職場などに町や県、国などの職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、津島警察署 ☎0567(24)0110か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎0120(526)145

受付時間 午前9時～午後8時(土日・祝日を除く)

役場 民生課(臨時特別給付金担当)

☎(444)2711 (内線142・165)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日を除く)